

令和 8年度
工事番号 上水工第7号

不断水バルブ設置工事（合川地区）

特記仕様書

北秋田市建設部上下水道課

第1編 総 則

第1章 適用範囲

1. 本仕様書は、「不排水バルブ設置工事（合川地区）」に適用する。

第2章 一般事項

1. 設計図書

- (1) 設計図書とは、仕様書及び金抜設計書をいう。
- (2) 設計図書の優先順位は次のとおりとする。
 - ① 特記仕様書
 - ② 金抜設計書
- (3) 設計図書は現場事務所等に常備のこと。

2. 疑義

次の場合は速やかに監督職員に申し出てその措置について指示を受けること。

- (1) 設計図書の内容に相違がある場合。
- (2) 設計図書の表示が明確でない場合、また疑義を生じた場合。
- (3) 設計図書と現場が一致しない場合。
- (4) 予期することができない特別の事態が発生し、設計図書に示された条件を満たすことが不可能になった場合。
- (5) 発注者と受注者との工事請負契約事項と設計図書および前項諸書の定めと異なる場合は、工事請負契約事項による。

3. 打ち合わせ等

- (1) 別に定める日、並びに監督職員又は受注者が必要と認める日に打ち合わせを行う。この際、協議確認した事項は仕様書と同等の効力を有するものとする。

4. 設計変更等

- (1) 設計変更に伴う変更契約は、その内容（工事内容、工期、金額）を契約当事者が受注者に提示し、協議のうえ締結するものとする。
- (2) 設計変更の対象となるものは、設計書、仕様書ならびに現場説明で示した事項とする。
- (3) 工法等の決定
設計図書に指定がある場合を除き、仮設・工法など、工事を完成させるために必要な手段・方法については、受注者が決定するものとする。
- (4) 上記以外でも不測の事態が発生した場合は、すみやかに監督職員と受注者が協議のうえ決定するものとする。

5. 各種手続き

本工事の施工にあたり、必要な各官公署・関係機関への申請・検査等の手続きは、受注者が自己の費用にて代行するものとする。

6. 機器の運搬・搬入

- (1) 現場へ搬入する各機器は、検査及び点検を行った後、荷痛みのないよう十分な荷造りを行い現地へ搬入する。
- (2) 搬入に際しては、各機器に損傷のない様に特に注意を払い、運搬中に事故が生じた場合は、すべて受注者の負担とする。
- (3) 搬入・据付完了後、荷渡しまでの各機器の保管に関しては監督職員と協議の上、受注者の責任において行う。これら一切の経費はすべて受注者の負担とする。

7. 試験・検査

各製作機器は、製作工場にて組立完了後、適用規格に準拠した各種試験及び検査を行うものとする（ただし、汎用機器についてはこの限りでない）。なお、各機器は工場出荷時に所定の性能を十分に満たす製品とする。

8. 保証

工事完成・引き渡し後、瑕疵担保責任期間内に施工又は機材の不良に基づく事故等が発生した場合は、無償で保証又は交換するものとする。

第2編 部材・設置工事

第1章 工事概要

1. 工事範囲

本工事は、下記の区分の一切を施工するもので、受注者は設計図書を参照するとともに、監督職員と設計打合せを行うこと。

- (1) 不断水ストッパー・穿孔・設置

2. 工事仕様

(1) 一般事項

① 概要

関係法規に準拠し、安全かつ美麗にして耐久性に富み、保守点検が容易なように施工するものである。

② 位置の決定

現場に設ける主要部材設置等の詳細な位置の決定については、監督職員と打合せのうえ決定のこと。

(2) 工事施工に関する留意事項

① 工事内容を十分に理解し、現場の綿密な調査を行うこと。

② 既設構造物等への汚損の恐れのある場合は、適切な養生、防護措置を講ずること。

③ 免許又は講習の受講修了等の資格を必要とする作業の場合はそれぞれ資格の有する者が施工すること。

④ 施工後は設置部材が性能を発揮していることを確認すること。

⑤ 構造物及び設備を汚損又は損傷を与えた場合は、速やかに監督職員に報告し、受注者の責任において復旧すること。

第2章 工事内容

1. ストップバルブ、弁管設置及び舗装復旧

- (1) 不断水ストッパーバルブを設置する。
- (2) バルブ設置後、埋設深に対応した弁管を設置する。
- (3) 舗装路面を原型復旧する。

2. 使用部材

(1) 不断水ストッパー

規格：φ200 DIP用 2基

規格：φ100 VP用 3基

3. その他

- (1) 不断水ストップバルブ設置後は、バルブの開閉状況等を確認すること。